

第43号 (令和2年8月5日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**[条例]**

- △ 横浜市建築基準条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】 3

**[告示]**

- △ 公印の改刻及び廃止【総務局行政・情報マネジメント課】 4
- △ 同 【総務局行政・情報マネジメント課】 6
- △ 保土ヶ谷区における住居表示の実施【市民局窓口サービス課】 8
- △ 保土ヶ谷区における町区域の設定及び変更並びに町区域の設定に係る字区域の廃止【市民局窓口サービス課】 10
- △ 瀬谷区における町区域の変更【市民局窓口サービス課】 12
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】 14
- △ 同 15
- 【健康福祉局医療援助課】
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 16
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】 17
- △ 同 18
- 【健康福祉局医療援助課】
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 19
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 20
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 21
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 23
- △ 保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】 24
- △ 横浜市中心部農業委員会第1回総会の招集【環境創造局農政推進課】 29
- △ 横浜市南西部農業委員会第1回総会の招集【環境創造局農政推進課】 30
- △ 横浜港港湾区域内公有水面埋立工事の竣功認可【港湾局管財第二課】 31

**[公告]**

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】 33
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 36
- △ 同 【経済局商業振興課】 37
- △ 事後調査結果報告書の提出【環境創造局環境影響評価課】 39
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】 40
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局】 41

## 局水・土壌環境課】

△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	42
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	43
△	廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	44
△	マンション建替組合の設立認可【建築局住宅再生課】	45
△	マンション建替組合の設立認可に係る図書の縦覧【建築局住宅再生課】	46
△	マンション建替組合の理事長の氏名及び住所【建築局住宅再生課】	47
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	48
△	同【建築局調整区域課】	49
△	同【建築局調整区域課】	50
△	同【建築局調整区域課】	51
△	同【建築局調整区域課】	52
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局市街地建築課】	53
△	同【建築局調整区域課】	54
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	55
△	同【建築局建築指導課】	56
△	総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】	57
△	釜石都市計画片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に係る清算金額通知の内容の掲示【都市整備局市街地整備調整課】	58
△	市街地再開発組合の事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	59
△	瀬谷駅南口第1地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	60

## 【区告示】

△	認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	61
△	同【南区地域振興課】	62
△	同【西区地域振興課】	63
△	同【金沢区地域振興課】	64
△	同【保土ヶ谷区地域振興課】	65
△	同【保土ヶ谷区地域振興課】	66
△	同【保土ヶ谷区地域振興課】	67

## 【交通局】

△	職員の懲戒処分【人事課】	68
---	--------------	----

## 【教育委員会】

△	横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則【学校計画課】	69
---	--	----

## 【区選挙管理委員会】

△	委員長等の氏名【金沢区】	71
---	--------------	----

## 【人事委員会】

△	任用候補者名簿の失効【任用課】	72
---	-----------------	----

---

## 条 例

---

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年8月5日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第36号

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条の4第1項中「第52条第1項第7号」を「第52条第1項第8号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から施行する。

告示

横浜市告示第 582 号




公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。


令和2年8月5日

横浜市長 林 文子

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市区長印（税専用（91-01））	令和2年 8月5日	 (方21ミリメートル)
横浜市区長印（税専用（91-02））	令和2年 8月5日	 (方21ミリメートル)
横浜市区長印（税専用（91-03））	令和2年 8月5日	 (方21ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市区長印（税専用（91-01））	令和2年 8月5日	 (方21ミリメートル)

<p>横浜市区長印（税専用（91-02））</p>	<p>令和2年 8月5日</p>	 <p>(方21ミリメートル)</p>
<p>横浜市区長印（税専用（91-03））</p>	<p>令和2年 8月5日</p>	 <p>(方21ミリメートル)</p>

横浜市告示第 583 号

公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和2年8月5日



横浜市長 林 文 子

1 改 刻

公 印 の 名 称	使用開始 年 月 日	印 影
横浜市長印（南区住民基本台帳事務専用）	令和2年 8月5日	 (縦4ミリメートル、横7ミリメートル)
横浜市区長印（南区住民基本台帳事務及び中長期在留者住居地届出等事務専用）	令和2年 8月5日	 (縦4ミリメートル、横7ミリメートル)
横浜市区長印（戸籍課専用）（40-01）	令和2年 8月5日	 (方21ミリメートル)
横浜市区長印（戸籍課専用）（40-02）	令和2年 8月5日	 (方21ミリメートル)

2 廃 止

公 印 の 名 称	廃 止 年 月 日	印 影
横浜市長印（南区住民基本台帳事務専用）	令和2年 8月5日	 (縦4ミリメートル、横7ミリメートル)
横浜市区長印（南区住民基本台帳事務及び中長期在留者住居地届出等事務専用）	令和2年 8月5日	 (縦4ミリメートル、横7ミリメートル)

<p>横浜市区長印（戸籍課専用）（40-01）</p>	<p>令和2年 8月5日</p>	 <p>（方21ミリメートル）</p>
<p>横浜市区長印（戸籍課専用）（40-02）</p>	<p>令和2年 8月5日</p>	 <p>（方21ミリメートル）</p>

## 横 浜 市 告 示 第 584 号

保 土 ヶ 谷 区 に お け る 住 居 表 示 の 実 施

住 居 表 示 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 37 年 法 律 第 119 号 ) 第 3 条 第 3 項 の  
規 定 に 基 づ き 、 住 居 表 示 を 実 施 す る 区 域 等 を 次 の と お り 定 め た 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 住 居 表 示 を 実 施 す る 区 域

保 土 ヶ 谷 区 西 谷 一 丁 目 、 西 谷 二 丁 目 、 西 谷 三 丁 目 及 び 西 谷 四 丁  
目 ( 別 図 1 の と お り )

## 2 実 施 期 日

令 和 2 年 10 月 19 日

## 3 住 居 表 示 の 方 法

街 区 方 式

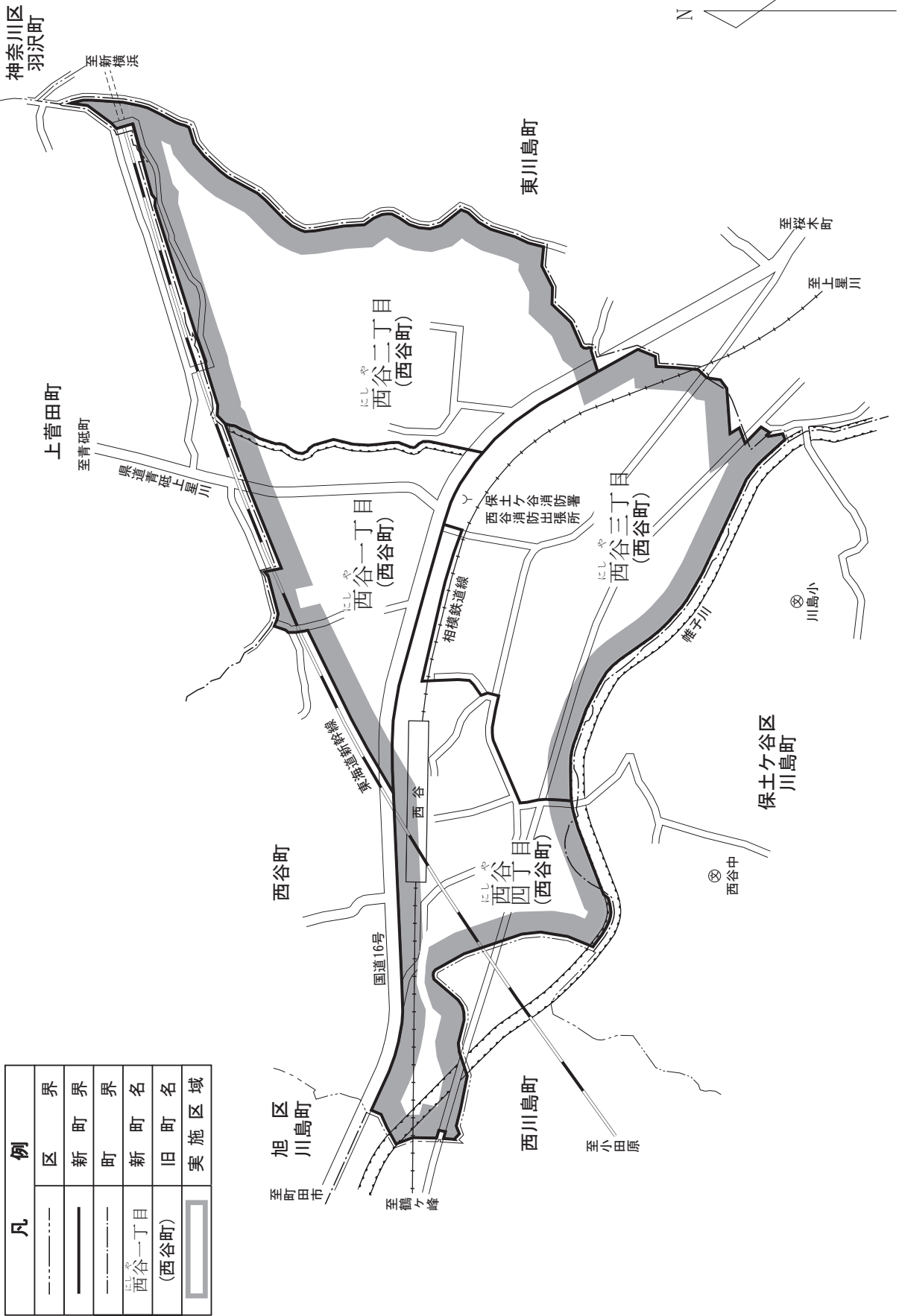
## 4 街 区 符 号 及 び 住 居 番 号

別 図 2 の と お り ( 省 略 )



# 保土ヶ谷区における住居表示の実施区域図

別図1



## 横 浜 市 告 示 第 585 号

保土ヶ谷区における町区域の設定及び変更並びに町区域  
の設定に係る字区域の廃止

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、別図のとおり、保土ヶ谷区において町区域を設定し、及び変更し、並びに町区域の設定に係る字区域を廃止する。

なお、この町区域の設定及び字区域の廃止の効力は、令和2年10月19日から生ずるものとする。

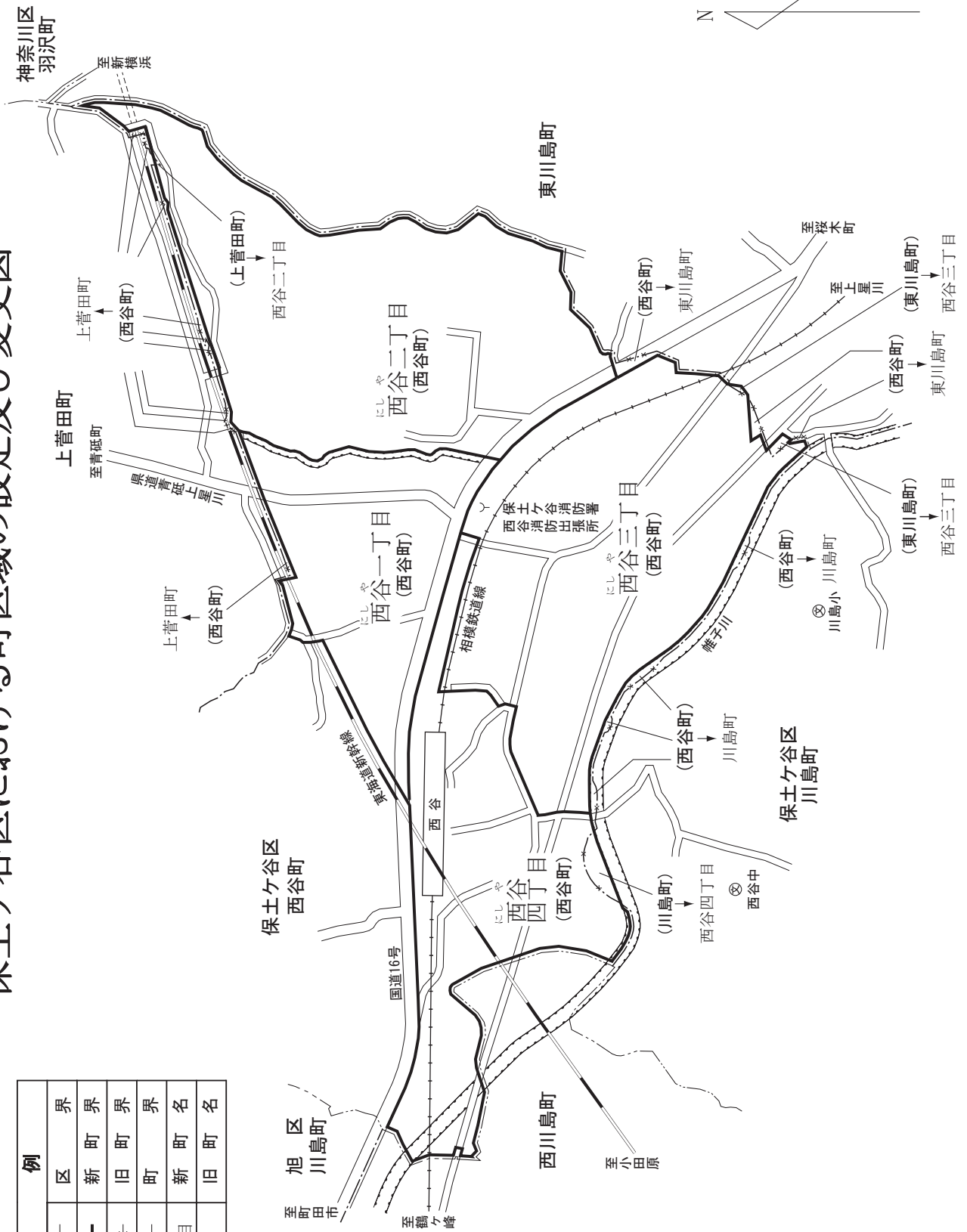
令和2年8月5日

横 浜 市 長      林                      文      子

別図

# 保土ヶ谷区における町区域の設定及び変更図

凡 例	
---	区 界
—	新 町 界
-x-x-x-	旧 町 界
---	町 界
にしや 西谷一丁目 (西谷町)	新 町 名
にしや 西谷一丁目 (西谷町)	旧 町 名



横 浜 市 告 示 第 586 号

瀬 谷 区 に お け る 町 区 域 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、別図のとおり瀬谷区において町区域を変更する。

な お、この町区域の変更の効力は、令和2年8月5日から生ずる  
ものとする。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

別図

# 瀬谷区における町区域の変更図



凡 例	
— — — — —	新 町 界
- × - - × - - - × -	旧 町 界
— — — — —	町 界
(瀬谷五丁目)	旧 町 名
○ — ○ — ○ — ○ — ○	市街地再開発 事業施行地区界

横浜市告示第 587 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和2年8月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成30年4月1日	たすけあい泉フルール訪問看護ステーション	泉区中田南二丁目11番40号	訪問看護
令和2年7月1日	神奈川県歯科大学附属横浜クリニック	神奈川県鶴屋町3丁目31番地の6	口腔
同	イオックス薬局新子安店	神奈川県新子安一丁目33番15号	薬局
同	ふくにし薬局白幡店	神奈川県白幡仲町47番25号	同
同	みんなの訪問薬局	港南区下永谷三丁目4番6号	同
同	イオンフードスタイル鴨居薬局	緑区鴨居一丁目6番1号	同
同	薬局ゆりかご	都筑区勝田町316番地の2	同
同	アプリ薬局中川店	都筑区中川一丁目21番3号	同
同	クリエイト薬局栄長倉町店	栄区長倉町一丁目1, 387番1号	同

横 浜 市 告 示 第 588 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和2年8月5日

横 浜 市 長 林 文 子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年8月1日	保土ヶ谷ゾウサン薬局	保土ヶ谷区帷子町1丁目14番地	薬局
同	クリエイト薬局 港北綱島東店	港北区綱島東二丁目2番14号	同
同	菊名調剤薬局	港北区錦が丘16番16号	同
同	看護クラーク東戸塚	戸塚区川上町84番地の1	訪問看護

横浜市告示第 589 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年8月5日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年7月1日	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	戸塚区原宿三丁目60番2号	整形外科
同	つくし薬局	保土ヶ谷区西谷町762番地	薬局
同	ライフアス訪問看護リハビリステーション	南区前里町3丁目81番地	訪問看護
令和2年8月1日	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	戸塚区原宿三丁目60番2号	心臓脈管外科
同	ここから訪問看護リハビリケア	神奈川区片倉一丁目13番12号	訪問看護
令和2年9月1日	グラン薬局	瀬谷区二ツ橋町214番地の6	薬局
同	みんなの訪問看護リハビリステーション	保土ヶ谷区境木町114番地の1	訪問看護



横 浜 市 告 示 第 590 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和2年8月5日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年4月1日	神奈川県立こども医療センター	南区六ツ川二丁目13番地の4	歯科矯正
令和2年5月29日	ローソクオー ル薬局三ツ境 駅前薬局	瀬谷区三ツ境5番地の14	薬局

横 浜 市 告 示 第 591 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生  
 医 療 ) の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生 医 療 ) か ら 、 次 の と お り 業 務 を 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年 5月31日	まめの木薬局	戸塚区戸塚町157番地 地の15	薬局
令和2年 7月2日	ファーマライズ 薬局元久保坂の 上店	西区元久保町7番36 号	同
令和2年 7月22日	グレース訪問看 護ステーション 横浜	青葉区田奈町29番地 の9	訪問看護

横浜市告示第 592 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和2年8月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和2年7月1日	株式会社暖処和光	ワークステーション和光	鶴見区栄町通二丁目13番地2	就労継続支援B型
同	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ横浜	西区中央一丁目37番24号	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社アライブネット	就労移行支援事業所マナビト横浜	中区不老町2丁目9番地の2	就労移行支援
同	株式会社ケアステーションかりん	株式会社ケアステーションかりん	南区八幡町72番地の18	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社OIBS	オープンドア新横浜	港北区新横浜一丁目14番20号	就労継続支援B型
同	株式会社ネクサスケア	ネクサスケア東戸塚訪問介護事業所	戸塚区品濃町53番地の3	居宅介護
同	株式会社ツクイ	ツクイ横浜鴨居	緑区鴨居六丁目27番1号	居宅介護
同	株式会社ワイズ・インフィニティ・エイト	G H ソシオ横浜南	南区六ツ川2丁目107番地の59	共同生活援助
同	特定非営利活動法人エミフル	エミフル金沢	鶴見区下野谷町4丁目163番地の1	就労継続支援B型

横 浜 市 告 示 第 593 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者 の 指 定

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 51 条 の 20 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地
令 和 2 年 7 月 1 日	社 会 福 祉 法 人 う し お だ	へ ル パ ー ス テ ー シ ョ ン う し お だ	鶴 見 区 下 野 谷 町 4 丁 目 163 番 地 の 1

横浜市告示第 594 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年8月5日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和元年 11月30日	一般社団法人シルクレール	シルクレール	神奈川区神奈川二丁目18番地の2	就労継続支援A型
令和2年 6月30日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	横浜市福祉サービス協会 港北介護事務所	港北区大豆戸町13番地の1	重度訪問介護
同	株式会社アーネスト	アーネストキヤリア関内駅前	中区不老町2丁目9番地の2	就労移行支援
同	株式会社暖処和光	ワークステーション和光	鶴見区栄町通1丁目13番地の2	就労継続支援A型
令和2年 7月1日	SOMP Oケア株式会社	SOMP Oケア横浜希望が丘訪問介護	旭区南希望が丘68番地	重度訪問介護
同	SOMP Oケア株式会社	SOMP Oケア横浜戸塚訪問介護	戸塚区戸塚町145番地	重度訪問介護
同	SOMP Oケア株式会社	SOMP Oケア横浜港南日野訪問介護	港南区日野二丁目1番13号	重度訪問介護
同	SOMP Oケア株式会社	SOMP Oケア横浜十日市場訪問介護	緑区十日市場町824番地の2	重度訪問介護
同	SOMP Oケア株式会社	SOMP Oケア横浜西訪問介護	西区浅間町4丁目338番地の2	重度訪問介護
同	SOMP Oケア株式会社	SOMP Oケア横浜大倉山	港北区大豆戸町60番地の1	重度訪問介護

	社	訪 問 介 護		
--	---	---------	--	--

横浜市告示第 595 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年8月5日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和2年6月30日	株式会社ツクイ	ツクイ横浜葛の口	泉区中田東三丁目15番2号
同	ケアサービスとまと株式会社	ケアサービスとまと	神奈川区西神奈川三丁目11番地の1
令和2年7月1日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	横浜市福祉サービス協会ヘルパーステーション旭	旭区柏町131番地の5

横浜市告示第 596 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）  
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を  
指定した。

令和2年8月5日

横浜市長 林 文 子

保存すべき緑地	指 定 地 域	指 定 期 間
緑地保存地区	保土ヶ谷区仏向町 1,420 番の1の一部、1,421番 の1、1,421番の2及び 1,427番の8 磯子区上町 134番の1の 一部及び135番の一部 金沢区大道二丁目 2,547 番の一部 港北区師岡町 1,146番の 9の一部、1,146番の12 の一部及び1,160番の34 の一部 戸塚区上矢部町 1,578番 の2及び1,632番の1の 一部 戸塚区汲沢五丁目 1,818 番の一部、1,819番の一 部及び1,820番の一部 戸塚区深谷町 112番 栄区小菅ヶ谷三丁目 2,70 3番の一部	令和2年3月23日 から令和12年3月 31日まで
	鶴見区寺谷一丁目 1,563 番の1の一部 神奈川区西寺尾三丁目1, 745番の2、1,746番の 1、1,746番の6、1,74 6番の8、1,746番の9 、1,748番の1、1,748 番の4及び1,749番の1 から1,749番の3まで 神奈川区羽沢町 1,469番 の1の一部	令和2年4月1日 から令和12年3月 31日まで



中区本牧間門 281 番の  
一部  
南区永田北三丁目 498 番  
の 1 の一部  
南区六ツ川四丁目 1,141  
番の 1 の一部及び 1,141  
番の 3  
保土ヶ谷区今井町 521 番  
の 1 の一部  
保土ヶ谷区上菅田町 508  
番の一部  
旭区川井本町 51 番の 1 の  
一部  
旭区白根六丁目 566 番の  
1 の一部  
旭区都岡町 53 番の 1 の一  
部  
磯子区磯子七丁目 575 番  
の 6 の一部、 578 番の 1  
、 586 番の 1 の一部及び  
586 番のロ  
磯子区岡村一丁目 349 番  
の一部  
金沢区釜利谷東四丁目 3,  
830 番の一部及び 3,836  
番の一部  
金沢区六浦南四丁目 1,95  
0 番の 2 の一部、 1,950  
番の 15 の一部、 1,950 番  
の 16 の一部、 1,950 番の  
18、 1,950 番の 19、 1,95  
0 番の 20 の一部、 2,005  
番の 2 の一部、 2,018 番  
の 8 及び 2,018 番の 49 の  
一部  
港北区岸根町 328 番、 33  
6 番の 1 の一部及び 356  
番  
港北区小机町 1,056 番の  
一部

港北区新吉田東四丁目3、  
663番の5の一部  
港北区日吉本町二丁目2、  
097番の2及び2,372番  
の一部  
港北区箕輪町三丁目353  
番の一部  
緑区十日市場町1,678番  
の1及び1,678番の2の  
一部  
緑区白山二丁目939番  
緑区三保町1,662番、1、  
668番の1及び1,670番  
の1  
青葉区荏子田二丁目7番  
の5の一部  
青葉区大場町166番の3  
都筑区牛久保東二丁目4  
番の一部  
都筑区茅ヶ崎南四丁目16  
番の7の一部  
戸塚区柏尾町941番の1  
の一部、953番の1、97  
4番の1の一部及び975  
番から978番まで  
戸塚区上柏尾町222番の  
3の一部  
戸塚区上倉田町1,414番  
の1及び1,414番の5  
戸塚区戸塚町3,266番の  
14の一部、3,267番の7  
、3,626番の40、3,626  
番の42、3,626番の153  
、3,626番の155、3,626  
番の156、3,626番の15  
8、4,743番の4の一部  
、4,743番の5、4,751  
番の1の一部、4,751番  
の3の一部、4,751番の  
4の一部、4,770番の1

	<p>の一部、4,770番の5の一部、4,835番の1の一部、4,843番の一部、4,851番の一部、4,865番の1の一部、4,865番の14の一部、4,865番の15、4,865番の16の一部及び4,865番の17</p> <p>戸塚区平戸三丁目 1,881番の4の一部</p> <p>戸塚区矢部町 943番の1の一部</p> <p>栄区上郷町 242番の6の一部及び242番の10</p> <p>栄区公田町 622番、623番の2の一部、623番の4、627番の2及び627番の3</p> <p>瀬谷区二ツ橋町 326番の一部及び331番の1</p>	
<p>源流の森保存地区</p>	<p>保土ヶ谷区仏向町 1,384番の1及び1,385番の1の一部</p> <p>旭区上川井町 3,078番</p> <p>金沢区釜利谷町 3,182番の1の一部及び3,183番の1</p> <p>都筑区東方町 1,145番の1の一部</p> <p>栄区公田町 255番の13、255番の15、255番の16、291番の3から291番の6まで、292番から294番まで、294番の2、294番の3、295番、296番、297番の2から297番の9まで、299番、306番、310番、336番の1、344番の1、353番の1の一部及び355番</p>	<p>令和2年3月23日から令和12年3月31日まで</p>

<p>港南区野庭町 1,751 番、 1,756 番、 1,758 番、 1, 760 番、 1,761 番、 1,83 9 番の一部、 1,840 番及 び 2,617 番の 1 保土ヶ谷区今井町 679 番 の 1 から 679 番の 3 まで 及び 680 番の 1 保土ヶ谷区川島町 1,273 番の 1 の一部及び 1,431 番の 3 の一部 旭区市沢町 363 番の 5 及 び 372 番の 4 旭区下川井町 209 番、 21 0 番及び 224 番 旭区善部町 133 番の 1 及 び 134 番の 1 の一部 金沢区柴町 154 番の 1 の 一部 都筑区池辺町 3,142 番の 甲及び 3,142 番の乙 都筑区折本町 1,603 番の 1、 1,604 番の 3 の一部 及び 1,604 番のイ 2 の一 部 戸塚区汲沢町 310 番の 5 の一部 戸塚区品濃町 1,703 番の 1、 1,703 番の 9、 1,70 3 番の 13 の一部、 1,703 番の 20 及び 1,703 番の 23 戸塚区東俣野町 776 番の 1 泉区岡津町 2,939 番の 15 の一部</p>	<p>令和 2 年 4 月 1 日 から令和 12 年 3 月 31 日まで</p>
---	--

## 横 浜 市 告 示 第 597 号

## 横 浜 市 中 央 農 業 委 員 会 第 1 回 総 会 の 招 集

農 業 委 員 会 等 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 26 年 法 律 第 88 号 ) 第 27 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 中 央 農 業 委 員 会 第 1 回 総 会 を 次 の と お り 招  
集 す る 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 日 時

令 和 2 年 8 月 18 日 午 後 1 時 30 分

## 2 場 所

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号

横 浜 市 都 筑 区 役 所 6 階 大 会 議 室

## 3 議 案

- (1) 会 長 の 互 選 に つ い て
- (2) 会 長 職 務 代 理 者 の 互 選 に つ い て
- (3) 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 の 委 嘱 に つ い て
- (4) 総 会 の 定 例 日 に つ い て
- (5) 農 業 委 員 の 総 会 議 席 に つ い て
- (6) そ の 他

横 浜 市 告 示 第 598 号

横 浜 市 南 西 部 農 業 委 員 会 第 1 回 総 会 の 招 集

農 業 委 員 会 等 に 関 する 法 律 ( 昭 和 26 年 法 律 第 88 号 ) 第 27 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 南 西 部 農 業 委 員 会 第 1 回 総 会 を 次 の と お り  
招 集 す る 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 日 時

令 和 2 年 8 月 18 日 午 後 1 時 30 分

2 場 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 戸 塚 区 役 所 8 階 大 会 議 室 A

3 議 案

- (1) 会 長 の 互 選 に つ い て
- (2) 会 長 職 務 代 理 者 の 互 選 に つ い て
- (3) 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 の 委 嘱 に つ い て
- (4) 総 会 の 定 例 日 に つ い て
- (5) 農 業 委 員 の 総 会 議 席 に つ い て
- (6) そ の 他

横浜市告示第599号

横浜港港湾区域内公有水面埋立工事の竣功認可  
 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条の規定に基づき、  
 次のとおり横浜港港湾区域内公有水面埋立工事の竣功を認可した。  
 令和2年8月5日

横浜港港湾管理者 横浜市  
 代表者 横浜市長 林 文子

1 認可年月日

令和2年7月27日

2 埋立権者

名称 横浜市

所在地 中区本町6丁目50番地の10

代表者氏名 横浜市長 林 文子

代表者住所 中区本町6丁目50番地の10

3 埋立区域

(1) 位置

中区豊浦町9番の1及び10番の2、かもめ町73番並びに錦町42番の1、41番の1及び12番の地先公有水面

(2) 区域

次の㉑の地点と㉒の地点とを直線で結んだ線、㉒の地点と㉓の地点とを直線で結んだ線、㉓の地点と㉔の地点とを直線で結んだ線、㉔の地点と㉕の地点とを直線で結んだ線、㉕の地点と㉖の地点とを直線で結んだ線、㉖の地点と㉗の地点とを直線で結んだ線及び㉗の地点と㉘の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点 中区豊浦町10番の2に設置されている国土基本図骨格図基本測量の基準点04—T—2、89（北緯35度24分22秒623、東経139度40分51秒674）から73度13分02秒1,004.09メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から135度30分00秒30.18メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から225度30分00秒300.00メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から135度30分00秒235.00メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から45度30分00秒300.00メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から135度30分00秒155.00メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から225度30分00秒429.97メートルの地点

⑳の地点 ㉑の地点から 315 度 29 分 34 秒 420.00 メートルの地  
点

(3) 面積

110,133.67 平方メートル

4 埋立免許年月日及び番号

平成2年1月24日

横浜市港湾港指令第2197号



公 告

横 浜 市 公 告 第 423 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ) 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 2 年 7 月 13 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ワ ー カ ー ズ ・ コ レ ク テ ィ ブ 円	平 井 睦 子	都 筑 区 中 川 中 央 一 丁 目 39 番 11 号	本 会 は 、 相 互 扶 助 の 精 神 に 基 づ い た 雇 用 契 約 に よ ら な い 自 己 決 定 ・ 自 己 管 理 の 働 き 方 を 前 提 と し 、 地 域 社 会 に お い て 各 人 が 有 す る 個 人 資 源 を 自 ら 組 織 し 、 そ の 生 活 技 術 や 技 能 等 を 生 か し て 、 不 特 定 かつ 多 数 の 高 齢 者 及 び 障 害 者 等 に 対 す る 多 様 な 生 活 支 援 サ ー ビ ス を 提 供 し 、 参 加 型 福 祉 の 社 会 化 を 推 進 す る と 共 に 、 地 域 福 祉 の 向 上 に 寄 与 す る こ と を 目

<p>令和2年 7月14日</p>	<p>変更前</p>	<p>特定非営 利活動法 人アロハ ラニ・オ ハラ・フ アイ</p>	<p>長谷川 トシ子</p>	<p>港北区日吉 七丁目22番 21号</p>	<p>的とする。 この法人は、 日本の将来を 託す青少年や 現在の日本を 支えて来た高 齢者に対して 、芸術、文化 の振興、福祉 の増進及び青 少年の健全育 成に関する事 業を行い、人 間の心の豊か さを通じ住み よい社会環境 づくりを寄与 することを目 的とする。</p>
<p>令和2年 7月15日</p>	<p>変更後</p>	<p>特定非営 利活動法 人アロハ ニ</p>	<p>安 田 光 一</p>	<p>磯子区中原 四丁目1番 30号</p>	<p>この法人は、 青少年ならび に一般市民を 対象とし、体 験を通して科 学的思考に必 要な「自発性 ・創造性」を 育成するため に、ボランティア により「おも しろ科学実験 」、「手作り 工作」、「野 外自然観察」 等の場を様々 な形で提供す ることを通じ て、社会教育 の推進、子ど</p>

			もの健全育成、および高齢者や障害者の生きがいづくり・地域のコミュニティづくりに寄与することを目的とする。
--	--	--	--

横浜市公告第 424 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年8月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カトレヤプラザ伊勢佐木  
中区伊勢佐木町1丁目5番地の4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社大丸松坂屋百貨店  
代表取締役社長 澤田 太郎  
東京都江東区木場2丁目18番11号  
ほか1者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社大丸松坂屋百貨店 代表取締役社長 好本 達也 東京都江東区木場2丁目18番11号	株式会社大丸松坂屋百貨店 代表取締役社長 澤田 太郎 東京都江東区木場2丁目18番11号

(4) 変更の年月日

令和2年5月28日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和2年7月2日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 425 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年8月5日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ戸塚店

戸塚区上倉田町 769 番地の 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニ株式会社

代表取締役 関 口 憲 司

愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ユニ株式会社 代表取締役 佐 古 則 男 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	ユニ株式会社 代表取締役 関 口 憲 司 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ユニ株式会社 代表取締役 佐 古 則 男 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 ほか 19 者	ユニ株式会社 代表取締役 関 口 憲 司 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 ほか 16 者

(4) 変更の年月日

平成 31 年 4 月 15 日 ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令 和 2 年 7 月 16 日

3 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横 浜 市 公 告 第 426 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38  
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 中 外 製 薬 株 式 会 社 横 浜 研 究 拠 点 プ ロ ジ  
ェ ク ト に 係 る 事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 横 浜 市 公 告 第 427 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成  
29 年 12 月 横 浜 市 公 告 第 851 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を  
解 除 す る。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
都 筑 区 池 辺 町 字 藪 前 4,035 番 の 13 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去



横 浜 市 公 告 第 428 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 する 条 例 に 基 づく 条 例 形 質  
 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 する 条 例 ( 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例  
 第 58 号 ) 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害  
 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す  
 る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
 鶴 見 区 生 麦 二 丁 目 2,036 番 の 50 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
 ク ロ ロ エ チ レ ン 、 四 塩 化 炭 素 、 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン 、 1 ,  
 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 3 - ジ  
 ク ロ ロ プ ロ ペ ン 、 ジ ク ロ ロ メ タ ン 、 テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 ,  
 1 , 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン 、 1 , 1 , 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン 、 ト  
 リ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 ベ ン ゼ ン 、 カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物 、 六 価  
 ク ロ ム 化 合 物 、 シ ア ン 化 合 物 、 水 銀 及 び そ の 化 合 物 、 セ レ ン 及 び  
 そ の 化 合 物 、 鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び  
 そ の 化 合 物 、 ほ う 素 及 び そ の 化 合 物 、 シ マ ジ ン 、 チ ウ ラ ム 、 チ  
 オ ベ ン カ ル ブ 、 ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 、 有 機 り ん 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
 カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物 、 六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 シ ア ン 化 合 物  
 、 水 銀 及 び そ の 化 合 物 、 セ レ ン 及 び そ の 化 合 物 、 鉛 及 び そ の 化 合  
 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物 、 ほ う 素 及 び そ  
 の 化 合 物

横浜市公告第 429 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月5日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
根岸旭台公園	中区根岸旭台57番の11	別図のとおり 475 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和2年8月17日から令和5年12月31日まで

別図（省略）

横浜市公告第 430 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年8月5日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和2年 4月1日	00110	第一設備工業株式会社 横浜支店	(新)石川智幸	中区千歳町2番地の3
			(旧)深澤和也	
令和2年 7月10日	30208	ジェイ・アイ設備神奈川営業所	石山讓司	(新)神奈川県足柄下郡湯河原町宮下752番地の36
				(旧)神奈川県愛甲郡愛川町中津2,687番地の6
令和2年 6月25日	11663	株式会社わたなべ	渡邊敬介	(新)川崎市幸区古川町84番地の7
				(旧)港北区高田西一丁目12番32号
令和2年 6月1日	30528	(新)有限会社カワニシ	河西雄太	茅ヶ崎市芹沢853番地
		(旧)有限会社カワニシ設備		

横 浜 市 公 告 第 431 号

廃 物 の 認 定

横 浜 市 放 置 自 動 車 及 び 沈 船 等 の 発 生 の 防 止 及 び 適 正 な 処 理 に 関 す る 条 例 ( 平 成 3 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 31 号 ) 第 15 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 放 置 自 動 車 は 、 こ の 公 告 を 行 っ た 日 か ら 起 算 し て 10 日 を 経 過 し た と き は 、 廃 物 と し て 認 定 す る 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

放 置 場 所	車 名
港 北 区 大 曾 根 二 丁 目	ホ ン ダ フ ェ ー ジ ョ ン
港 北 区 大 曾 根 二 丁 目	ホ ン ダ マ グ ナ
戸 塚 区 上 品 濃	ホ ン ダ フ ェ ー ジ ョ ン
中 区 か も め 町	ホ ン ダ バ モ ス

## 横浜市公告第432号

## マンション建替組合の設立認可

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、桜台団地マンション建替組合の設立を次のとおり認可した。

令和2年8月5日

横浜市長 林 文子

- 1 組合の名称  
桜台団地マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
  - (1) 名称  
桜台団地
  - (2) 敷地の区域  
青葉区桜台28番、39番、40番の1、40番の2、41番の1、41番の2
- 3 施行再建マンションの敷地の区域  
青葉区桜台28番、39番、40番の1、40番の2、41番の1、41番の2
- 4 事業施行期間  
令和2年8月5日から令和8年3月31日まで
- 5 事務所の所在地  
神奈川区栄町8番地の1
- 6 設立認可の年月日  
令和2年8月5日
- 7 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法  
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
- 9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限  
令和2年9月3日

## 横 浜 市 公 告 第 433 号

マンション建替組合の設立認可に係る図書の縦覧  
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき桜台団地マンション建替組合の設立を認可したので、同法第14条第3項の規定に基づき、同法第14条第1項の規定に基づく図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年8月5日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 縦覧期間

令和2年8月5日から同法第38条第6項又は第81条の公告の日まで（休日を除く。）

## 2 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市建築局住宅部住宅再生課

## 3 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

## 横 浜 市 公 告 第 434 号

マ ン シ ョ ン 建 替 組 合 の 理 事 長 の 氏 名 及 び 住 所

マ ン シ ョ ン の 建 替 え 等 の 円 滑 化 に 関 す る 法 律 ( 平 成 14 年 法 律 第 78 号 ) 第 25 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 パ ー ク シ テ ィ L a L a 横 浜 マ ン シ ョ ン 建 替 組 合 の 理 事 長 の 氏 名 及 び 住 所 を 公 告 す る 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 理 事 長 の 氏 名  
平 野 知 代
- 2 理 事 長 の 住 所  
都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 24 番 12 - 612 号

横 浜 市 公 告 第 435 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
 の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
 令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
 令 和 元 年 12 月 9 日 第 31 開 904 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
 西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号  
 三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社  
 執 行 役 員 横 浜 支 店 長 小 西 英 輔
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
 磯 子 区 杉 田 三 丁 目 1,097 番 の 6 及 び 1,097 番 の 73



## 横 浜 市 公 告 第 436 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 3 月 12 日 第 31 開 1316 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29  
株 式 会 社 横 浜 建 物  
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 汲 沢 町 529 番 の 5 及 び 529 番 の 6

## 横 浜 市 公 告 第 437 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 4 月 6 日 第 31 開 812 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 北 幸 二 丁 目 9 番 14 号  
相 鉄 不 動 産 株 式 会 社  
取 締 役 社 長 杉 原 正 義
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 本 村 町 2 番 の 1 、 2 番 の 12 から 2 番 の 15 ま で 及 び 116 番 の

104

## 横 浜 市 公 告 第 438 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 5 月 1 日 第 31 開 610 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12  
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン  
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 南 区 芹 が 谷 二 丁 目 1,060 番 の 106 及 び 1,060 番 の 107

## 横 浜 市 公 告 第 439 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 5 月 28 日 第 2020 開 1602 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
泉 区 和 泉 中 央 南 一 丁 目 22 番 7 号  
伊 澤 博
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 和 泉 中 央 南 一 丁 目 2,785 番 の 23 の 一 部 、 2,813 番 の 2 、 2,  
813 番 の 12 、 2,813 番 の 13 、 2,813 番 の 17 及 び 2,815 番 の 1 の 一  
部

## 横 浜 市 公 告 第 440 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 7 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 7 月 21 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
21.28 m
- 5 指 定 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 権 太 坂 三 丁 目 597 番 の 17
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 リ ア ル  
代 表 取 締 役 桑 原 真

横 浜 市 公 告 第 441 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 7 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 7 月 17 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
20.00 m
- 5 指 定 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 桜 ヶ 丘 一 丁 目 194 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド  
代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎

## 横 浜 市 公 告 第 442 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 36 ・ 12 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 7 月 22 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.15 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
35.00 m
- 5 廃 止 の 場 所  
港 北 区 日 吉 本 町 五 丁 目 446 番 の 1 地 先 か ら 231 番 の 22 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 443 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 7 月 17 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
13.07 m
- 4 廃 止 の 場 所  
神 奈 川 区 菅 田 町 字 赤 坂 315 番 及 び 316 番 の 各 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
平 本 洋 子



横 浜 市 公 告 第 444 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定  
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和2年8月5日

横 浜 市 長 林 文 子

認定年月日	認定番号	一 団 地	申 請 者
令和2年7月27日	第1053号	磯子区洋光台五丁目4番	洋光台南第一住宅管理組合 理事長 古山伸一

## 横 浜 市 公 告 第 445 号

釜石都市計画片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業  
の施行に係る清算金額通知の内容の掲示

釜石都市計画片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第1項の規定に基づく清算金額通知のうち、その書類を送付すべき場所を確知することができないものの内容が掲示されている旨を次のとおり公告する。

令和2年8月5日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 被通知者の氏名及び住所  
柏 崎 東  
戸塚区汲沢一丁目22番18－102号
- 2 掲示場所  
岩手県釜石市片岸町第9地割211番地にある掲示板
- 3 掲示期間  
令和2年8月5日から令和2年8月15日まで

## 横浜市公告第446号

市街地再開発組合の事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年8月5日

横浜市長 林 文子

- 1 組合の名称  
瀬谷駅南口第1地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成28年12月5日から令和4年3月31日まで
- 3 施行地区  
瀬谷区瀬谷四丁目1番の3、2番の1から2番の15まで、3番の1から3番の17まで、4番の1から4番の7まで、5番の24から5番の26まで、5番の29、5番の30、24番の67、24番の68、（筆界未定 2,449番の2、2,450番の2、2,453番の3、2,467番の2、2,468番の2及び2,471番の2）の一部、2,475番の4の一部、2,475番の5、2,475番の10、2,475番の11、2,476番の7、（筆界未定 2,476番の8及び2,480番の5）の一部、2,479番の4、2,479番の6、2,480番の7、2,482番の4の一部、2,483番の3の一部、2,483番の4、2,512番の3、2,512番の5及び無地番並びに瀬谷五丁目（筆界未定 2,259番の3及び2,259番の9）の一部、2,259番の8の一部及び（筆界未定 2,260番の3、2,270番の3及び2,280番の4）の一部
- 4 事務所の所在地  
瀬谷区中央1番地の6
- 5 設立認可の年月日  
平成28年12月5日
- 6 事業計画変更の認可年月日  
令和2年8月5日

## 横浜市公告第447号

瀬谷駅南口第1地区市街地再開発組合の事業計画の変更  
認可に係る関係図書の縦覧

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、瀬谷駅南口第1地区市街地再開発組合の事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年8月5日

横浜市長 林 文子

## 1 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課

## 2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

区 告 示

南区告示第5号（令和2年7月14日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、平楽会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月14日

横浜市南区長 松 山 弘 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	阿久津 弥壽雄 南区平楽 160 番地	塚 田 吉 之 南区平楽 116 番地の 2

南区告示第6号（令和2年7月14日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、別所中里台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月14日

横浜市南区長 松山弘子

変更した事項	変更前	変更後
規約の目的	本会は、相互扶助の精神に則り、会員の親睦を図るとともに地域社会に貢献し、明るく住みよい街作りを目的とする。	本会は、相互扶助の精神に則り、会員の親睦を図るとともに地域社会に貢献し、安全・安心な明るく住みよい街作りを目的とする。

西区告示第5号（令和2年7月21日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東久保町東睦会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月21日

横浜市西区長 寺岡洋志

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	福山尚武 西区東久保町35番13号	後藤伊四郎 西区東久保町40番13号

金 沢 区 告 示 第 10 号 （ 令 和 2 年 7 月 21 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 西 柴 団 地 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た  
。

令 和 2 年 7 月 21 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	林 秀 明 金 沢 区 金 沢 町 184 番 地 の 113	山 田 日 出 雄 金 沢 区 金 沢 町 184 番 地 の 28



保土ヶ谷区告示第1号（令和2年7月27日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、エステ・アベニュー保土ヶ谷自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月27日

横浜市保土ヶ谷区長 出口 洋 一

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	阪 東 好 一 保土ヶ谷区上菅田町 144番地の74	渡 辺 佳 夫 保土ヶ谷区上菅田町 144番地の10

保土ヶ谷区告示第2号（令和2年7月27日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、権太坂境木自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月27日

横浜市保土ヶ谷区長 出口 洋 一

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	田 中 久 保土ヶ谷区境木本町 38番13号	竹 内 正 大 保土ヶ谷区権太坂一 丁目45番1号

保土ヶ谷区告示第3号（令和2年7月27日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、神戸町東部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月27日

横浜市保土ヶ谷区長 出口 洋 一

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	近藤久満 保土ヶ谷区神戸町73 番地	杉澤勝廣 保土ヶ谷区神戸町8 番地の7

交 通 局

交 通 局 公 告 第 4 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 各 号 に よ り  
、 次 の 者 を 令 和 2 年 7 月 16 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者  
交 通 局 長 三 村 庄 一

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
自 動 車 本 部 鶴 見 営 業 所	運 輸 職 員	服 部 浩 美	停 職 1 月
技 術 管 理 部 新 羽 保 守 管 理 所	運 輸 技 術 職 員	島 田 昭 栄	減 給 5 号
自 動 車 本 部 港 南 営 業 所	運 輸 職 員	平 元 弘 幸	戒 告
自 動 車 本 部 本 牧 営 業 所	運 輸 職 員	西 川 守	戒 告
自 動 車 本 部 保 土 ヶ 谷 営 業 所	運 輸 職 員	内 田 明 利	戒 告

## 教育委員会

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月5日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第16号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表末吉中学校の部左欄中「19番10号まで」の次に「、19番34号」を加え、同部上末吉小学校の項中「19番27号」を「19番33号」に改め、同表寺尾中学校の部駒岡小学校の項中「19番10号まで」の次に「、19番34号」を加え、同表錦台中学校の部西寺尾小学校の項中「27番地の28まで」の次に「、27番地の58から27番地の65まで」を加え、同表東永谷中学校の部左欄及び相武山小学校の項中「32番地の20」の次に「、32番地の25」を加え、同表保土ヶ谷中学校の部上星川小学校の項中「18番1号から18番5号まで、18番12号から18番17号まで、18番19号から18番36号まで、19番1号」を「18番」に改め、同表橘中学校の部初音が丘小学校の項中「1,006番地の11」を「1,006番地の8から1,006番地の終りまで」に改め、同表六浦中学校の部瀬ヶ崎小学校の項中「22番71号」を「22番74号」に改め、同表日吉台中学校の部左欄及び北綱島小学校の項中「、1番30号」を「から1番の終りまで」に改め、同表大正中学校の部小雀小学校の項中「1,800番地、1,803番地、1,840番地、1,857番地」を「1,840番地」に改め、同表南戸塚中学校の部左欄中「1,800番地、1,803番地、1,840番地、1,857番地」を「1,840番地」に改め、同部下郷小学校の項中「1,799番地まで、1,801番地、1,802番地、1,804番地から」及び「1,856番地まで、1,858番地から」を削り、「2,441番地まで」の次に「、2,447番地の4」を加え、同表西本郷中学校の部西本郷小学校の項中「22番44号まで」の次に「、23番10号」を加え、同部笠間小学校の項中「9番52号」を「9番53号」に、「22番29号まで、23番4号、23番8号」を「22番37号まで、22番45号から22番49号まで、23番1号から23番9号まで

」に改め、同表中田中学校の部中田小学校の項中「11番」を「11番1号から11番37号まで、11番41号」に改め、同表領家中学校の部鳥が丘小学校の項中「10番8号まで」の次に「、11番38号から11番40号まで」を加える。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この規則による改正後の横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の規定（通学区域の変更に係る部分に限る。）は、この規則の施行の日以後に当該通学区域に係る横浜市立小学校又は横浜市立中学校（以下「市立学校」という。）に就学する者（転入学する者を含み、同日前から引き続き学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定により当該市立学校に指定されている者を除く。）について適用し、同日前から引き続き同項の規定により当該市立学校に指定されている者については、なお従前の例による。

---

区 選 挙 管 理 委 員 会

---

金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 2 年 7 月 20 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理  
者 に 就 任 し た 。

令 和 2 年 8 月 5 日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 真 鍋 徳 茂

委 員 長

真 鍋 徳 茂

委 員 長 職 務 代 理 者

保 坂 一 成

## 人事委員会

横浜市人事委員会公告第1号

任用候補者名簿の失効

職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）第40条第1項第2号の規定に基づき、次の任用候補者名簿を令和2年7月20日に失効させたので公告する。

令和2年8月5日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

1 採用候補者名簿

- (1) 横浜市職員（大学卒程度・技術先行実施枠）採用候補者名簿（平成30年6月13日確定分）
- (2) 横浜市行政職員（大学卒程度）採用試験採用候補者名簿（平成30年8月22日確定分）
- (3) 横浜市行政職員（免許資格職）採用試験採用候補者名簿（平成30年8月22日確定分）
- (4) 横浜市行政職員（高校卒程度）採用試験採用候補者名簿（平成30年11月7日確定分）
- (5) 横浜市行政職員（免許資格職）採用試験採用候補者名簿（平成30年11月21日確定分）
- (6) 身体に障害のある人を対象とした横浜市職員（大学卒及び高校卒程度）採用選考採用候補者名簿（平成30年10月24日確定分）
- (7) 横浜市学校事務職員採用試験採用候補者名簿（平成29年8月8日確定分）
- (8) 横浜市学校事務職員採用試験採用候補者名簿（平成30年8月8日確定分）
- (9) 身体に障害のある人を対象とした横浜市学校事務職員採用選考採用候補者名簿（平成30年10月24日確定分）
- (10) 横浜市学校栄養職員採用試験採用候補者名簿（平成30年11月21日確定分）
- (11) 横浜市消防職員（大学卒程度）採用試験採用候補者名簿（平成30年8月29日確定分）
- (12) 横浜市消防職員（高校卒程度）採用試験採用候補者名簿（平成30年11月21日確定分）
- (13) 横浜市企業局行政職員（高校卒程度）採用試験採用候補者名簿（平成30年11月7日確定分）

2 昇任候補者名簿



- (1) 平成27年度係長・保育園長昇任候補者名簿（平成27年12月2日確定分）
  - (2) 平成28年度係長・保育士（係長職）昇任候補者名簿（平成28年12月1日確定分）
  - (3) 平成30年度係長・消防司令昇任候補者名簿（平成30年12月5日確定分）
  - (4) 平成30年度専任職昇任選考昇任候補者名簿（平成30年12月12日確定分）
  - (5) 平成30年度専任職昇任選考昇任候補者名簿（平成30年12月12日確定分）
- 3 転職候補者名簿  
 平成30年度行政職員転職試験転職候補者名簿（平成30年11月21日確定分）